

平成十一年法律第二百三十六号

組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等
に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等 に関する法律
第二章 総則（第三条—第十七条）	組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の没 収等（第三条—第十七条）
第三章 没収に関する手続等の特例（第十八条 —第二十一条）	没収に関する手続等の特例（第十八条 —第二十一条）
第四章 保全手続（第二十二条—第四十一 条）	追徴保全（第四十二条—第四十九 条）
第五章 削除（第五十条—第五十三条）	第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全に ついての国際共助手続等（第五十九条 —第七十四条）
第七章 雜則（第七十五条・第七十六条）	第七章 雜則（第七十五条・第七十六条）
附則	（目的）

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健
全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による收
益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを
用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重
大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的
な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施
するため、組織的に行われた殺人等の行為に対
する处罚を強化し、犯罪による収益の隠匿及び
收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支
配を目的とする行為を处罚するとともに、犯罪
による収益に係る没収及び追徴の特例等につい
て定めることを目的とする。

第二条 この法律において「団体」とは、共同の
目的を有する多数人の継続的結合体であつて、
その目的又は意思を実現する行為の全部又は一
部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定め
られた任務の分担に従つて構成員が一体として
行動する人の結合体をいう。以下同じ。）によ
り反復して行われるものをいう。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲
げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次
に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為
の日本国外での行為）

であつて、当該行為が日本国内において行わ
れたとしたならばこれらの罪に当たり、か
つ、当該行為地の法令により罪に当たるもの
を含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行
為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬と
して得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘
禁刑が定められている罪（口に掲げる罪及
び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正
行為を助長する行為等の防止を図るための
麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す
る法律（平成三年法律第九十四号。以下
「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号
に掲げる罪を除く。）

ロ 別表第一（第三号を除く。）又は別表第
二に掲げる罪

二 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる
罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により
罪に当たるもの）により提供された

資金

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百
五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の
輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律百十八
号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年
法律第六号）第三十一条の十三（資金等の
提供）の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する
法律（平成七年法律第七十八号）第七条
(資金等の提供)の罪

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばこれらの罪に当たり、
かつ、当該行為地の法令により罪に当たるも
のを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七
号）第二十二条第四項第四号（外国公務員
等に対する不正の利益の供与等）の罪

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金
等の提供等の处罚に関する法律（平成十四年
法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二
項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項
(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂

罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつ
て、当該行為が日本国内において行われたと
したならばこれらの罪に当たり、かつ、当該
行為地の法令により罪に当たるもの）を含む。）
により提供され、又は提供しようとした財産
を含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行
為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬と
して得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘
禁刑が定められている罪（ロに掲げる罪及
び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正
行為を助長する行為等の防止を図るための
麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す
る法律（平成三年法律第九十四号。以下
「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号
に掲げる罪を除く。）

ロ 別表第一（第三号を除く。）又は別表第
二に掲げる罪

二 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる
罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により
罪に当たるもの）により提供された

資金

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百
五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の
輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律百十八
号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年
法律第六号）第三十一条の十三（資金等の
提供）の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する
法律（平成七年法律第七十八号）第七条
(資金等の提供)の罪

三 刑法第九十六条の三（強制執行妨害妨
害）の罪 五年以下の拘禁刑若しくは五百万
円以下の罰金又はこれらの併科

四 刑法第九十六条の四（強制執行関係売却妨
害）の罪 五年以下の拘禁刑若しくは五百万
円以下の罰金又はこれらの併科

五 刑法第一百八十六条第一項（常習賭博）の
罪 五年以下の拘禁刑

六 刑法第一百八十六条第二項（賭博場開張等因
利）の罪 三年以上七年以下の拘禁刑

七 刑法第二百二十九条（殺人）の罪 死刑又は
無期若しくは六年以上の拘禁刑

八 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪
三年以上十年以下の拘禁刑

九 刑法第二百二十三条第一項又は第一項（強
要）の罪 五年以下の拘禁刑

十 刑法第二百二十五条の二（身の代金目的的
取等）の罪 無期又は五年以上の拘禁刑

十一 刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務
妨害）の罪 五年以下の拘禁刑又は五十万円
以下の罰金

十二 刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の
罪 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の
罰金

十三 刑法第二百四十六条（詐欺）の罪 一年
以上の有期拘禁刑

十四 刑法第二百四十九条（恐喝）の罪 一年
以上の有期拘禁刑

十五 刑法第二百六十条前段（建造物等損壊）
の罪 七年以下の拘禁刑

十六 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の
地域又は分野における支配力であつて、当該團
体の構成員による犯罪その他の不正な行為によ
り当該団体又はその構成員が継続的に利益を得
ることを容易にすべきものをいう。以下この項
及び第六条の二第二項において同じ。）を得さ
せ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡
大する目的で、前項各号（第五号、第六号及び
第十三号を除く。）に掲げる罪を犯した者も、
同項と同様とする。

（未遂罪）

第四条 前条第一項第七号、第九号、第十号（刑
法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限
る。）、第十三号及び第十四号に掲げる罪に係
る）、前条の罪の未遂は、罰する。

(組織的な身の代金目的略取等における解放による刑の減輕)

第五条 第三条第一項第十号に掲げる罪に係る同条の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

第六条 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 刑法第百九十九条（殺人）の罪 五年以下
二 刑法第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る）
二年以下の拘禁刑

二 刑法第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る）
二年以下の拘禁刑

二 刑法第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る）
二年以下の拘禁刑

二 刑法第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る）
二年以下の拘禁刑

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画

第一項及び第二項の罪に係る事件についての準備行為が行われたときは、同項と同様とする。

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものとの計画をした者は、その計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える拘禁刑が定められているもの 五年以下の拘禁刑

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の拘禁刑が定められているもの 二年以下の拘禁刑

三 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する

三 当該犯罪被害財産について、情を知つて、
これを收受する行為が行われたとき。
4 次に掲げる財産は、これを没收する。ただし、第九条第一項から第三項までの罪が薬物収益又はその保有若しくは処分に基づき得た財産とこれら財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没收することが相当ないと認められるときは、その一部を没收することができる。

一 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの、

二 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等）

三 薬物不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他の前三号の財産の保有又は处分に基づき得た財産

五 前項の規定により没收すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人の権利の有無その他の事情からこれを没収することができないと認められるときは、その保有又は处分を相当ないと認められるときは、これを没収しないことができる。

（犯罪収益等が混和した財産の没収等）

第十四条 前条第一項各号又は第四項各号に掲げる財産（以下「不法財産」という。）が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産（次条第一項において「混和財産」という。）のうち当該不法財産（当該混和に係る部分に限る。）の額又は数量に相当する部分を没收することができる。

第十五条 第十三条の規定による没收は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情報を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合（法令上の義務の履行として提供された

ものを收受した場合又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。）は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であつても、これを没収することができない。当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受したときは、（登記等）と要する財産を没収しようとする場合において、当該第三者者が被告事件の手続への参加を許されていないとときは、（登記等）も、前項と同様とする。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三条の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後に取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情報を知らないで当該権利を取得したときは、（追徴）これを存続させるものとする。

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人の権利の有無その他の事情からこれを没収することができないと認められるときは、その保有又は处分を相当ないと認められるときは、その保有又は处分を相当できないと認められるときは、その保有又は处分を相当ないと認められるときは、（この限りでない。）前項ただし書の規定にかかるらず、第十三条第三項各号のいずれかに該当するときは、その犯罪被害財産の価額を犯人から追徴することができる。

3 第十三条第四項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第五項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴することができる。

（両罰規定）

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九条第一項から第三項まで、第十条又は第十一条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三章 没収に関する手続等の特例

2 第十三条第三項の規定により没収した犯罪被害財産及び第十六条第二項の規定により追徴した犯罪被害財産の価額を相当する金額は、犯罪被害財産である旨又は追徴すべき価額が犯罪被害財産である旨を示さなければならぬ。當該財産が没収により犯罪被害財産を没収し、又は第十六条第二項の規定により犯罪被害財産の価額を追徴するときは、その言渡しと同時に、没収すべき価額を犯人から追徴する。（犯罪被害財産の没収手続等）

第十八条の二 裁判所は、第十三条第三項の規定により犯罪被害財産を没収し、又は第十六条第二項の規定により犯罪被害財産の価額を追徴するときは、その言渡しと同時に、没収すべき価額が犯罪被害財産である旨を示さなければならぬ。當該財産が没収により犯罪被害財産を没収するため必要があると認められるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認められるときは、（没収保全命令）

第二十一条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第二十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）あるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

第二十三条 裁判所は、（没収保全命令）

2 第十三条第三項の規定により没収した犯罪被害財産及び第十六条第二項の規定により追徴した犯罪被害財産の価額を相当する金額は、犯罪被害財産等による被害回復付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）に定めるところによる被害回復付金の支給に充てるものとする。

（没収された債権等の処分等）

第十九条 没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

4	裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。
5	没収保全（没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）に関する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その处分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
6	没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法の規定により押収することを妨げない。
7	（起訴前の没収保全命令）

第二十三条	裁判官は、前条第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、國家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。）の請求により、同条第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。
第二十四条	（没収保全に閲する裁判の執行）
第二十五条	没収保全がされた不動産又は動産については、没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、することができる。（没収保全の効力）
第二十六条	（代替金の納付）
第二十七条	（法律第四号）
第二十八条	（船舶等の没収保全）
第二十九条	（動産の没収保全）

2	没収保全命令の執行は、没収保全命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、することができる。（没収保全の効力）
3	（没収保全の効力）
4	（代替金の納付）
5	（船舶等の没収保全）
6	（法律第四号）
7	（船舶等の没収保全）
8	（船舶等の没収保全）

2	（船舶等の没収保全）
3	（船舶等の没収保全）
4	（船舶等の没収保全）
5	（船舶等の没収保全）
6	（船舶等の没収保全）
7	（船舶等の没収保全）

2	（船舶等の没収保全）
3	（船舶等の没収保全）
4	（船舶等の没収保全）
5	（船舶等の没収保全）
6	（船舶等の没収保全）
7	（船舶等の没収保全）

と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは、「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の権限を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも」とあるのは、「没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときも」と読み替えるものとする。(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権（以下この条において「その他の財産権」という。）の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がないもの（次項に規定するものを除く。）の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七条第三項から第六項まで及び第八項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等をするものについて準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第三十一条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。(没収保全命令の取消し)

第三十二条 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長くなつたときは、裁判所は、検察官若しくは没収保全財産を有する者（その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。）の請求により、又は職権で、決定をもつて、没収保全命令を取り消さなければならない。

2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聽かなければならぬ。

(没収保全命令の失効)

第三十三条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却（刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。）の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において没収の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。刑法訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における没収保全の効力については、第二十三条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、第三百

「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

第三十四条 没収保全が効力を失つたとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の権限をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の権限は、検察官がその権限を指揮する書面に基づいて、これをを行う。

(没収保全財産に対する強制執行の手続の制限)

第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶（民事執行法第百十二条に規定する船舶をいう。）、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶に対し強制競売の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産（同法第二百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四十二条第二項において同じ。）に対し強制執行による差押えがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権（民事執行法第四十三条に規定する債権をいう。以下同じ。）に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第一百六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合には、代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第一百六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

4 没収保全がされている金銭債権について没収保全命令を発した裁判所とあるのは、「執行裁判所（差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官）」と読み替えるものとする。

(強制執行による差押え)

2 没収保全がされた場合を含む。第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による供託がされた場合における民事執行法第一百六十五条（同法第一百六十七条の十四第一項において同法第一百六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一号中「第一百五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

第三十七条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている場合による財産の没収の制限

その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を発した裁判所に届け出なければならない。

2 第一項の規定による供託がされた場合には、差押命令を発した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官は、供託された金銭のうち、没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失つたとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

3 第二項及び第五項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所（差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官）」と読み替えるものとする。

4 第二項及び第五項の規定は、第二項の規定による供託がされた場合における民事執行法第一百六十五条（同法第一百六十七条の十四第一項において同法第一百六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一号中「第一百五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

第三十八条 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとして没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもつて、強制執行の停止を命ぜることができる。

2 檢察官が前項の規定の裁判書の謄本を執行裁判所（差押処分がされていてる場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官。以下この項において同じ。）に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失つたとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなりたとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなつたときは、検察官若しくは差押債権者の請求により、又は職権で、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされる前に強制競売の手続としての競売の実行としての調整

收するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該債権が消滅することとの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合における当該財産については、差押債権者（被告人である差押債権者を除く。）が被告事件の手続への参加を許されないとされ、没収の裁判をすることができない。前項に規定する場合における財産の没収についても、同様とする。

4 第二項第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合における当該財産については、差押債権者（被告人である差押債権者を除く。）が被告事件の手続への参加を許されないとされ、没収の裁判をすることができない。前項に規定する場合における財産の没収についても、同様とする。

4 第二項第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

第三十九条 没収保全財産の上に存在する担保権の実行としての競売の手続との調整

で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帶

(失効等の場合の措置)
第四十九条 追徴保全命令が効力を失ったとき、又は追徴保全命令が納付されたときは、検察官は、速やかに、第四十四条第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。

(送達) 第三節 雜則

第五十条 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条及び第二条第二項の規定を除く。)を準用する。

場合において、同条第一項中「前条の規定による措置を開始した日から二週間」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた日から七日間」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは、「当該掲示を始めた」と、同法第一百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「記載又は記録」と、「第一百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示して(上訴提起期間中の処分等)

第五十一条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴が提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならない。(不服申立て)

第五十二条 没収保全又は追徴保全に関する裁判所のした決定に対しても、抗告をすることができる。ただし、没収又は追徴すべき場合に該当

すると思料するに足りる相当な理由がないこと(第二十二条第二項の規定による決定に関しては同項に規定する理由がないことを)
第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に関しては第三十八条第一項に規定する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

裁判に不服がある者は、その裁判官の所属する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しても、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

第五十三条 没収保全及び追徴保全に関する手続について、この法律に特別の定めがあるものについては、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(準用) 第五章 削除

第五十四条から第五十八条まで 削除

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等
(共助の実施)

第五十九条 外国の刑事件(麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るもの)を除く。)に該当する場合は、要請の財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することができない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。

七 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪があつたときは、次の各号のいずれかに該当する行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二条第一項若しくは第四十二条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に当たるものでないとき。

二 共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができない

四 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる財産に当たるものでないとき。

五 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる財産に当たる場合を除く。)の規定による裁判をした場合においては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

五 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

六 前項ただし書の規定により法務大臣が行う。ただし、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

七 前項ただし書の規定により法務大臣が行う。ただし、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

八 前項ただし書の規定により法務大臣が行う。ただし、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

九 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請の受理)

第六十二条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

二 裁判所は、審査の結果、審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定をし、共助の要請に係る確定裁判の全部若しくは一部について共助をすることができる場合に該当するとき、又はその全部について共助をすることができる場合に該当するときは、それぞれその旨の決定をしなければならない。

三 裁判所は、没収の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定をする場合において、第五十九条第三項の規定により存続させなければならない権利があるときは、当該権利を存続させる旨の決定を同時にしなければならない。

四 裁判所は、追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき、共助をすることができる場合に該当する旨の決定をするときは、追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。

この条において「不法財産等」という。に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

第六十条 不法財産又は麻薬特例法第十一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産(以下

(追徴とみなす没収)

第一項の規定による審査においては、共助の要請に係る確定裁判の当否を審査することができない。

第六十一条 第一項の規定による審査に關しては、次に掲げる者（以下「利害關係人」という。）が当該審査請求事件の手続への参加を許されていないときは、共助をすることができる場合に該当する旨の決定をすることができない。

一 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵當權その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこ
二 財産若しくは権利について没収保全がさられる前に強制競売の開始決定、強制執行による差押え若しくは仮差押えの執行がされている場合における差押債権者若しくは仮差押
三 没収の確定裁判の執行の共助については、
四 裁判所を受けた者
五 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えるべきである。この場合においては、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたことをもつて、参加人に出頭する機会を与えたものとみなす。
六 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。（抗告）

第六十二条 檢察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。抗告裁判所の決定に対しても、刑事訴訟法第四百五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。
一 前項の抗告の提起期間は、十四日とする。（決定の効力）

第六十三条 檢察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。抗告裁判所の決定に対しても、刑事訴訟法第四百五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。
一 前項の抗告の提起期間は、十四日とする。（決定の効力）

（要請国への執行財産等の譲与等）

第六十四条の二 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国（第三項において「執行共助の要請国」という。）から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭（以下この条において「執行財産等」という。）から、当該共助の譲与があつたときは、その全部又は一部を譲与することができる。

第六十五条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合においては、該当する旨の決定が確定した場合において、当該要請に係る確定裁判が取り消されたときはその他その効力がなくなつたときは、裁判所は、検察官又は利害關係人の請求により、決定をもつて、共助をすることができる場合に該当する旨の決定を取り消さなければならない。

二 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。
三 第六十三条の規定は、第一項の請求に係る決定について準用する。（没収保全の請求）

第六十六条 共助の要請が没収のための保全に係るものであるときは、裁判所又は裁判官は、速やかに、没収保全命令又は追徴保全命令を取り消さなければならない。（手続の取消し）

第六十七条 共助の要請が追従のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追従の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができる。（追従保全の請求）

第六十八条 没収又は追従のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に關してされた場合において、没収保全命令又は追従保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追従保全命令は、その効力を失う。

第六十九条 共助の要請を撤回する旨の通知があつたときは、検察官は、速やかに、審査、没収保全若しくは追従保全の請求を取り消し、又は没収保全命令若しくは追従保全命令の取消しを請求しなければならない。

（管轄裁判所）

第七十条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査、没収保全命令を取扱うことは、檢察官は、速やかに、没収保全命令若しくは追従保全命令を取り消さなければならない。（手続の取調べ）

第七十一条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査をし、又は没収保全若しくは追従保全命令を取り消さなければならない。（事実の取調べ）

第七十二条 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の發付、檢察官若しくは檢察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害關係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合における措置については国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第四条、第五条第一項（第一号に係る部分に限る）及び第三項並びに第七条第一項並びに逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十

ると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。
一 関係人の出頭を求めてこれを取り調べること。
二 鑑定を嘱託すること。
三 実況見分をすること。
四 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めるること。
五 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるること。
六 電気通信を行うための設備を他人の通信に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行ふための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

第七十三条 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の發付、檢察官若しくは檢察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害關係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合における措置については国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第四条、第五条第一項（第一号に係る部分に限る）及び第三項並びに第七条第一項並びに逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十

八号) 第八条第二項並びに第十一條第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

2 第六十四条の二第一項に規定する譲与の要請の受理及び当該要請を受理した場合における措置については、国際捜査共助等に関する法律第三条、第四条、第十四条第一項前段、第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三條の見出し中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）第六十四条の二第一項に規定する執行財産等をいう。以下同じ。）の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同法第四条中「共助要請書」とあるのは「譲与要請書」と、同法第十四条第一項前段中「証拠の収集を終えた」とあるのは「執行財産等を保管するに至つた」と、「収集した証拠」とあるのは「当該執行財産等と、『送付しなければ』とあるのは「引き渡さなければ」と、同条第五項中「第一項、第三項又は前項の規定による送付」とあるのは「第一項の規定による引渡し」と、「証拠」とあるのと「返還」とあるのは「处分」と読み替えるものとする。

(逃亡犯の引渡しに関する特例)

第七章 雜則

(政令等への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定めること。

2 この法律に定めるもののか、第十八条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、第四章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに前章に規定する国際共助手続について必要な事項（前項に規定する事項を除く。）は、最高裁判所規則で定める。

八号) 第八条第二項並びに第十一條第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

2 第六十四条の二第一項に規定する譲与の要請の受理及び当該要請を受理した場合における措置については、国際捜査共助等に関する法律第三条、第四条、第十四条第一項前段、第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三條の見出し中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）第六十四条の二第一項に規定する執行財産等をいう。以下同じ。）の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同法第四条中「共助要請書」とあるのは「譲与要請書」と、同法第十四条第一項前段中「証拠の収集を終えた」とあるのは「執行財産等を保管するに至つた」と、「収集した証拠」とあるのは「当該執行財産等と、『送付しなければ』とあるのは「引き渡さなければ」と、同条第五項中「第一項、第三項又は前項の規定による送付」とあるのは「第一項の規定による引渡し」と、「証拠」とあるのと「返還」とあるのは「处分」と読み替えるものとする。

(逃亡犯の引渡しに関する特例)

第二条 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した懲役以上の刑が定められている罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの含む。）であつて、この法律の施行後に日本国内において行われたとしたならば別表に掲げる罪に当たるものにより生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産は、第一項の規定による引渡し」と、「証拠」とあるのは「執行財産等」と、「返還」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

(逃亡犯の引渡しに関する特例)

百三十六号) 第六十四条の二第一項に規定する執行財産等をいう。以下同じ。の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）第六十四条の二第一項に規定する執行財産等をいう。以下同じ。）の引渡し」と、同法第四条中「共助要請書」とあるのは「譲与要請書」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同法第十四条第一項前段中「証拠の収集を終えた」とあるのは「執行財産等を保管するに至つた」と、「収集した証拠」とあるのは「当該執行財産等と、『送付しなければ』とあるのは「引き渡さなければ」と、同条第五項中「第一項、第三項又は前項の規定による送付」とあるのは「第一項の規定による引渡し」と、「証拠」とあるのと「返還」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

(逃亡犯の引渡しに関する特例)

第二条 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した懲役以上の刑が定められている罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの含む。）であつて、この法律の施行後に日本国内において行われたとしたならば別表に掲げる罪に当たるものにより生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産は、第一項の規定による引渡し」と、「証拠」とあるのは「執行財産等」と、「返還」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

(逃亡犯の引渡しに関する特例)

百三十六号) 第六十四条の二第一項に規定する執行財産等をいう。以下同じ。の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）第六十四条の二第一項に規定する執行財産等をいう。以下同じ。）の引渡し」と、同法第四条中「共助要請書」とあるのは「譲与要請書」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同法第十四条第一項前段中「証拠の収集を終えた」とあるのは「執行財産等を保管するに至つた」と、「収集した証拠」とあるのは「当該執行財産等と、『送付しなければ』とあるのは「引き渡さなければ」と、同条第五項中「第一項、第三項又は前項の規定による送付」とあるのは「第一項の規定による引渡し」と、「証拠」とあるのと「返還」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

(逃亡犯の引渡しに関する特例)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）以下「組織的犯罪処罰法」という。の施行前に、当該行為が日本国内において行われたとしたならば第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同項若しくは同条第二項の罪又は第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第一条 逃亡犯人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同項若しくは同条第二項の罪又は第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第一条 逃亡犯人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同項若しくは同条第二項の罪又は第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に犯した不正競争防止法第十条の二第一項の違反行為に係る同法第十三条第三号の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同項若しくは同条第二項の罪又は第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）以下「組織的犯罪処罰法」という。の施行前に、当該行為が日本国内において行われたとしたならば第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同項若しくは同条第二項の罪又は第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成一七年七月一六日法律第八号(以下「平成一七年七月一六日法律第八号」といふ)の施行の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）後となる場合には、附則第十二条の規定は、組織的犯罪処罰法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月一六日法律第八号)

(施行期日)

2 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に犯した麻薬特例法第二条第二項に規定する麻薬犯罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産（麻薬特例法第二項に規定する財産を含む。）に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、当該財産は、第二条第二項第三号の犯罪収益とみなす。

2 第十条及び第十一條の規定は、第一項及び第二項に規定する財産並びにこの法律の施行前に犯した第二条第二号イからニまでに掲げ

る罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの含む。）により提供された資金に關してこの法律の施行後に了行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産及び資金は、犯罪収益とみなす。

2 第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体その他公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告・届出・提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもの

		附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇) (施行期日)	附 則 (平成一六年六月二日法律第七六) (施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)、次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。
附 則 (平成一二年一月二九日法律第一〇) (施行期日)	附 則 (平成一三年一月一六日法律第一〇) (施行期日)	附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一〇) (施行期日)	附 則 (平成一六年六月二日法律第七六) (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。	第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律五百四十四号)の施行の日から施行する。	第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)、次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。
附 則 (平成一三年六月一五日法律第四) (施行期日)	附 則 (平成一三年一月二八日法律第四) (施行期日)	附 則 (平成一五年五月二三日法律第四) (施行期日)	附 則 (平成一六年六月二日法律第七六) (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えた日から施行する。	第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、公の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一三年六月二七日法律第七) (施行期日)	附 則 (平成一四年五月二九日法律第四) (施行期日)	附 則 (平成一五年六月一三日法律第八) (施行期日)	附 則 (平成一六年六月一三日法律第八) (施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。	第一条 この法律は、公の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一三年六月二九日法律第八) (施行期日)	附 則 (平成一四年六月一二日法律第六) (施行期日)	附 則 (平成一五年六月二三日法律第四) (施行期日)	附 則 (平成一六年六月一三日法律第八) (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一三年七月四日法律第九七) (施行期日)	附 則 (平成一四年七月三一日法律第九) (施行期日)	附 則 (平成一五年八月一日法律第一三) (施行期日)	附 則 (平成一六年五月二八日法律第六) (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公の日から起算して二十日を経過した日から施行する。	第一条 この法律は、公の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一三年七月四日法律第九七) (号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成一四年七月三一日法律第九) (号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成一五年八月一日法律第一三) (号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成一六年五月二八日法律第六) (号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一三年七月四日法律第九七) (号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成一四年七月三一日法律第九) (号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成一五年八月一日法律第一三) (号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成一六年五月二八日法律第六) (号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して二十年を超えていた場合に、当該の法律による罰則の適用に関する経過措置(その他の経過措置の政令への委任)によつては、なお従前の例による。	第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して二十年を超えていた場合に、当該の法律による罰則の適用に関する経過措置(その他の経過措置の政令への委任)によつては、なお従前の例による。

	附 則 (平成一六年六月一八日法律第一 二四号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
	附 則 (平成一六年一二月三日法律第一 五二号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成一七年五月一八日法律第四 六号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各
	附 則 (平成一七年五月一八日法律第六 二号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。
	附 則 (平成一七年六月二二日法律第四 六号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

	第三十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則の適用に関する経過措置)		
	第四十条 この法律の施行によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後附則第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。		
	附 則 (平成一六年一二月八日法律第一 五六号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過措置)
	附 則 (平成一七年七月二六日法律第八 七号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。
	附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第 一〇二号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

	第五十条 この法律の施行によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後附則第九条第一項の規定等による法律第三条第一項第七号の改正規定中「第三条第一項第七号」とあるのは、「第三条第一項第三号」とする。		
	附 則 (平成一七年一月二一日法律第一 〇六号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
	附 則 (平成一七年七月二六日法律第八 八号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
	附 則 (平成一八年六月二一日法律第八 六号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)の施行の日から施行する。
	附 則 (平成一九年三月三一日法律第二 二号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

	第二十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。		
	第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關する経過措置を含む。は、政令で定める。		
	附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五 八号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。
	第十一条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)又は地方公営企業等金融機関法(平成十九年法律第六十四号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるとときは、当該法律の		

規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によつて改正されるものとする。
附則 (平成一九年五月三〇日法律第六〇号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成二三年六月八日法律第六二号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二四年四月六日法律第二二号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

条の三」を「第四十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第九項第一号の改正規定（「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の四第二項」に改める部分に限る。）、第一百十九条第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに第百二十条の二第一号の改正規定並びに次条並びに附則第四条から第六条まで及び第九条の規定（平成二十四年十月一日）

附 則（平成二十五年五月三一日法律第二八号）抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定（公布の日）

五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第一百九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第一百九十八条の三、第一百九十八条の六（施行期日）

附 則（平成二十五年六月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定（公布の日）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規範にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）

第三十七条 附則第一条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第一百九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第一百九十八条の三、第一百九十八条の六（施行期日）

附 則（平成二十五年六月二一日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第一百九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第一百九十八条の三、第一百九十八条の六（施行期日）

附 則（平成二十五年六月二一日法律第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

一 第一条（施行期日）

附 則（平成二六年六月二七日法律第九一号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

一 第一条（施行期日）

附 則（平成二六年六月二七日法律第九二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

一 第一条（施行期日）

附 則（平成二七年九月四日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

一 第一条（施行期日）

附 則（平成二七年九月四日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年六月三日法律第五四号の施行の日から施行する。

一 第一条（施行期日）

附 則（平成二八年三月三一日法律第二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

一 第一条（施行期日）

附 則（平成二九年五月二四日法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

附 則（平成二九年五月二四日法律第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第一条（施行期日）

附 則（平成二九年五月二四日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

附 則（平成二九年六月二日法律第四六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条

二 略

附 則（平成二六年四月二三日法律第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

三及び四 略

附 則（平成二六年六月二五日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、番号利用法第十一条第一項及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定（番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日）

附 則（平成二七年九月二八日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第一条（施行期日）

五 略

附 則（平成二七年九月二九日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第一条（施行期日）

条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十二年法律第六十三号）第七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条第三十六条及び第三十七条の規定（平成二十二年一月一日）

(罰則に関する経過措置)
第十五條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (平成二十九年六月二一日法律第六
七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪处罚法」という)第十二条の改正規定、第二条及び第四条から第七条までの規定並びに附則第四条及び第六条の規定、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日

二 附則第五条第二項 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。同条において「刑法一部改正法」という。)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)
第二条 組織的犯罪处罚法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十二条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正後の組織的犯罪处罚法(以下「新組織的犯罪处罚法」という。)の規定による改正後の組織的犯罪处罚法別表に掲げる罪を除く。の犯罪行為(日本国外でしめた行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを持む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に對しても適用する。この場合において、これらの財産は、同項第一号の犯罪収益みなす。

第三条 新組織的犯罪处罚法の規定(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号。以下この条において「特定資産流動化法等」)

一部改正法」という。)附則第六十五条又は業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十二号。以下この条において「職業安定法等一部改正法」という。)附則第十二条の規定に於いては、特定資産流動化法等一部改正法の適用については、特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五条の規定によりなお從前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十八号)第二百三十六条第二項の罪は、新組織的犯罪处罚法別表第二第三号に掲げる罪とみなし、職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における職業安定法等一部改正法第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)附則第六項の罪は、同表第二十六号に掲げる罪とみなす。

第四条 新組織的犯罪处罚法第十二条(刑法第四条の二に係る部分に限る。)の規定、第二条の規定による改正後の爆発物取締罰則第十条(爆発物取締罰則第四条から第六条までに係る部分に限る。)の規定、第四条の規定による改正後の暴力行為等处罚に関する法律第一条ノ三第二項の規定、第五条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定、第六条の規定による改正後の細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条(同法第十条に係る部分に限る。)の規定及び第七条の規定による改正後のナリンク等による人身被害の防止に関する法律第八条(同法第五条第三項に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第一号に定める日から施行する。ただし、その他の法律等の規定による改正前の組織的犯罪处罚法別表に掲げる罪を除く。の犯罪行為(日本国外でしめた行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを持む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に對しても適用する。この場合において、これらの財産は、同項第一号の犯罪収益のみなす。

第五条 刑法一部改正法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合は、刑法一部改正法の施行の日の前日までの間における新組織的犯罪处罚法別表第三号カの規定の適用について

は、同号カ中「強制性交等」とあるのは、「強姦」とする。

強姦」と、「準強制性交等」とあるのは、「準強姦」とする。

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第六十四条の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定並びに附則第三十九条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

(附則に関する経過措置)
第一条 この法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合には、前条のうち組織的犯罪处罚法別表第一〇二条第十三号に掲げる罪とみなし、職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定の適用については、特定資産流動化法等一部改正法の適用については、特定資産流動化法等一部改正法附則第六十六条の規定は、適用しない。

2 調整規定)
第一条 この法律の施行の日が不動産特定共同事業法一部改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合には、前条のうち組織的犯罪处罚法別表第一〇二条第十三号に掲げる罪とみなし、職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定の適用については、特定資産流動化法等一部改正法の適用については、特定資産流動化法等一部改正法附則第六十六条の規定は、適用しない。

(附則に関する経過措置)
第一条 この法律(附則第一条各号に掲げては、当該規定。以下この条における規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるのは、「同条第十四号」とし、刑法一部改正法附則第六条の規定は、適用しない。

第三百四十三条 この法律(附則第一項に規定する取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を行うに当たっては、新組織的犯罪处罚法第六条の第二項及び第二項の規定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事件の捜査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当該罪に係る事件における証拠の収集の方法として刑事訴訟法第一百九十八条第一項の規定による

取調べが重要な意義を有するとの指摘があることにも留意して、可及的速やかに、当該罪に係る事件に関する当該制度の在り方にについて検討を加えるものとする。

政府は、新組織的犯罪处罚法第六条の二第一項及び第二項の罪に係る事件の捜査に全地球測位システムに係る端末を車両に取り付けて位置情報を検索し把握する方法を用いることが、事案の真相を明らかにするための証拠の収集に資するものである一方、最高裁判所平成二八年(ア)第四四二号同二九年三月一五日大法廷判決において、当該方法を用いた検査が、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ許容されない強制的処分に当たり、当該方法を用いた検査が今後も広く用いられる有力な検査方法であるとすれば、これを行うに当たつては立法措置が講ぜることが望ましい旨が指摘されていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、当該方法を用いた検査を行うための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一二月四日法律第六
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則に関する経過措置)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月一七日法律第六
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則に関する経過措置)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月一七日法律第六
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則に関する経過措置)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月一七日法律第六
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十 刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は司法第二百一十三条（強要）の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に關し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）又は司法第二十四条の二第一号（死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘禁刑が定められている罪（口に掲げる罪を除く。）この表に掲げる罪）

別表第二（第二条関係）

一 刑法第一百六十三条の四（支払用カード電磁的記録不正作成準備）の罪、同法第一百六十三条の五（未遂罪）の罪（同法第一百六十三条の五（未遂罪）の罪に係る部分に限る。）又は同法第一百七十五条の（わいせつ物頒布等）若しくは第一百八十六条第一項（常習賭博）の罪

二 金融機関の信託業務の兼當等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十八条第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第一百三十二条号）第九十九条の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百条第十四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第一号（無許可営業）の罪

六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十八条の四（損失補填に係る利益の收受等）の罪

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条号）第二百二十九条の三第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）第二百十二条の三（損失補填に係る利益の收受等）の罪

九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十条の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号（非弁護士の法律事務の取扱い等）又は第四号（業として行う譲り受けた権利の実行）の罪

十一 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百六十三条第九号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条第一号（無登録販売等）の罪（司法第三条の違反行為に係るものに限る。）又は同法第二十四条の二第一号（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪

十三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二百三十六条第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）又は第二百四十三条第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第九十条の四の二（損失補填に係る利益の受供与）の罪

十五 覚醒剤取締法第四十一条の十三（覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪

十六 出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項（不法就労助長）又は第七十三条の五（在留カード偽造等準備）の罪

十七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二十五条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十一条の三第一号（銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造）の罪

十九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第一百条の四の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪（同法第一条又は第二条第一項の違反行為に係るものに限る。）

二十一 売春防止法第六条第一項（売春）、第七条（困惑等による売春）又は第十条（売春をさせる契約）の罪

二十二 銃砲刀剣類等取締法第三十一条の二（銃砲刀剣類等の譲渡しと譲受けの周旋等）、第十三条（拳銃等による売春）又は第三号（拳銃等の収受等）の罪

三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第一百四十三条第四号（損失補填に係る利益の収受等）の罪

三十一 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百九十七条第一号（損失補填に係る利益の收受等）又は第三百三十一条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

三十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九号）第九十九条の二の二（損失補填に係る利益の受供与）の罪

三十三 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第九十四条第七号（損失補填に係る利益の受供与）の罪

三十四 会社法第九百七十条第二項（株主等の入等）、第三十一条の十八第一項（拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二条第一号（拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等）の罪

三十五 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第六条第三項（特定核燃料物質の輸出入の予備）の罪

三十六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第一項第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第四十九条（個人番号の提供及び盗用）又は第五十一条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪

三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五十九条第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪（同法第四条第一項の違反行為に係るものに限る。）

三十九 保険業法（平成七年法律第一百五号）第二百七十七条第一項（内乱等帮助）の罪（同項の罪に係る部分に限る。）及び同法第七十七条第二項（内乱等帮助）の罪（同項の罪に係る部分に限る。）

四十 労働法（昭和二十九年法律第二百二十七号）第八十条第三号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

四十一 保険業法（平成七年法律第一百五号）第二百九十七条第一項（非現住建造物等放火）若しくは第二百十条第一項（建物等以外放火）の罪又は同法第二百一十七条第一項（激發物破壊）の罪（同法第二百八条、第二百九条第一項又は第二百十条第一項の例により処断すべきものに限る。）

四十二 刑法第一百十九条（現住建造物等浸害）又は第二百十条（非現住建造物等浸害）の罪又は同法第二百一十七条第一項（激發物破壊）の罪（同法第二百一十七条第一項（激發物破壊）の罪）

四十三 刑法第一百一十五条（往来危険）又は第二百六十六条第一項若しくは第二項（汽車転覆等）の罪

四十四 刑法第一百三十六条（あへん煙輸入等）、第三十一条の十六第一項第一号（拳銃等及び拳銃以外の銃砲等又は刀剣類の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、

四十五 刑法第一百三十七条（あへん煙吸食器具輸入等）、第三十一条の十六第一項第一号（拳銃等及び拳銃以外の銃砲等又は刀剣類の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、

四十六 刑法第一百三十七条（あへん煙吸食器具輸入等）、第三十一条の十六第一項第一号（拳銃等及び拳銃以外の銃砲等又は刀剣類の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、

四十七 刑法第一百三十七条（あへん煙吸食器具輸入等）、第三十一条の十六第一項第一号（拳銃等及び拳銃以外の銃砲等又は刀剣類の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、

チ 刑法第百四十三条（水道汚染）、第百四十六条前段（水道毒物等混入）又は第百四十七条（水道損壊及び閉塞）の罪
リ 刑法第百四十八条（通貨偽造及び行使等）又は第百四十九条（外国通貨偽造及び行使等）の罪
ヌ 刑法第百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、同法第百五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）
若しくは同法第百五十七条第一項（公正証書原本不実記載等）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第百五十八条第一項（偽造公文書行使等）の罪、同法第百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪若しくはこれらとの罪に係る同法第百六十一条第一項（偽造私文書等行使）の罪又は同法第百六十一条の二第二項から第三項まで（電磁的記録不正作成及び供用）の罪
ル 刑法第百六十二条（有価証券偽造等）又は第百六十三条第一項（偽造有価証券行使等）の罪
ヲ 刑法第百六十五条（公印偽造及び不正使用等）の罪
ヲ 刑法第百六十三条の二（支払用カード電磁的記録不正作出等）又は第百六十三条の三（不正電磁的記録カード所持）の罪
ワ 刑法第百九十五条（墳墓發掘死体損壊等）の罪
タ 刑法第百九十七条第一項前段（収賄）若しくは第二項（事前収賄）、第百九十七条の二から第百九十七条の四まで（第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄）又は第百九十八条（贈賄）の罪
レ 刑法第二百二十四条（傷害）の罪
ソ 刑法第二百二十五条（未成年者略取及び誘拐）、第二百二十五条（營利目的等略取及び誘拐）、第二百二十六条（所在国外移送目的略取及び誘拐）、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項（人身売買）、第二百二十六条の三（被略取者等所在国外移送）又は第二百二十七条第一項、第三項若しくは第四項（被略取者引渡し等）の罪

ツ 刑法第二百三十四条の二第一項（電子計算機損壊等業務妨害）の罪
ネ 刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条（事後強盗）又は第二百三十九条（昏醉強盗）の罪
ム 刑法第二百五十二条（横領）の罪
ラ 刑法第二百五十六条第二項（盗品有償譲受け等）の罪
三 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物の使用）又は第三条第五条若しくは第六条（爆発物の製造等）の罪
四 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）第一条（偽造等）、第二条（偽造外国流通貨幣等の輸入）又は第三条第一項（偽造外國流通貨幣等の行使等）の罪
五 印紙犯罪处罚法（明治四十二年法律第三十九号）第一条（偽造等）又は第二条第一項（偽造印紙等の使用等）の罪
六 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第一条第一項（海底電信線の損壊）の罪
七 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七条（強制労働）の罪
八 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第六十三条（暴行等による職業紹介等）の罪
九 児童福祉法第六十条第一項（児童淫行）の罪又は同条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）
ヨ 刑法第六十条（墳墓發掘死体損壊等）の罪
タ 刑法第百九十六条第一項（児童淫行）の罪又は同条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）
シ 刑法第二百二十五条（傷害）の罪
レ 刑法第二百二十四条（未成年者略取及び誘拐）、第二百二十五条（營利目的等略取及び誘拐）、第二百二十六条（所在国外移送目的略取及び誘拐）、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項（人身売買）、第二百二十六条の三（被略取者等所在国外移送）又は第二百二十七条第一項、第三項若しくは第四項（被略取者引渡し等）の罪

十四 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条（無資格競馬等）の罪
十五 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条（無資格自転車競走等）の罪
十六 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六第一項若しくは第二項（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等）又は第六十九条の七第一項（特定技術提供目的の無許可取引等）の罪
十七 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第一百八条の二第一項（電気通信業務等の運用に供する無線局の無線設備の損壊等）の罪
十八 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十六条（無資格小型自動車競走等）の罪
十九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第一百九十三条（重要文化財の無許可輸出）、第二百九十五条第一項（重要文化財の損壊等）又は第二百九十六条第一項（史跡名勝天然記念物の滅失等）の罪
二十 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第一百四十四条の三十三第一項（軽油等の不正製造）又は第二百四十四条の四十一第一項から第三項まで若しくは第五項（軽油引取り税に係る脱税）の罪
二十一 商品先物取引法第三百五十六条（商品市場における取引等に関する風説の流布等）の罪
二十二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第一百条第一項（自動車道における自動車往来危険）又は第二百一条第一項（事業用自動車の転覆等）の罪
二十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十六条第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
二十四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二条）第六十五条（無資格モーターボート競走等）の罪
二十五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一百九十八条（保安林の区域内における森林窃盗）、第二百一条第二項（森林窃盗の運搬等）又は第二百二十二条第一項（他の森林への放火）の罪
二十六 覚醒剤取締法第四十一条第一項（覚醒剤の輸入等）、第四十二条第一項（覚醒剤の輸入等）、第四十三条第一項（覚醒剤の輸入等）、第四十四条第一項（覚醒剤の輸入等）の罪

二十七 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）若しくは第五号（不法残留）若しくは第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く）、同法第七十三条の三第一項から第三項まで（在留カード偽造等）、第七十三条の四（偽造在留カード等所持）、第七十四条第一条（集団密航者不法在留）の罪、同法第七十四条の六（不法走等）の罪
二十八 旅券法第二十三条第一項（旅券等の不正受交付等）の罪
二十九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）第五条（軍用物の損壊等）の罪
三十 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、第六十四条第一項（ジアセチルモルヒネ等の輸入等）、第六十四条の二第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等の製剤等）、第六十四条の三第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等の施用等）、第六十五条第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等）、第六十六条第一項（ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の製剤等）、第六十六条の二第一項（麻薬の施用等）、第六十六条の三第一項（向精神薬の輸入等）又は第六十六条の四第一項（向精神薬の輸入等）の罪

三十一 有線電気通信法（昭和二十八年法律第十九十六号）第十三条第一項（有線電気通信設備の損壊等）の罪

三十二 武器等製造法第三十一条第一項（銃砲の無許可製造）若しくは第三十一条の二第一項（銃砲弾の無許可製造）の罪又は同法第三十一条の三第四号（猟銃等の無許可製造）の罪（猟銃の製造に係るものに限る。）

三十三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十号）第一百九十二条第一項（ガス工作物の損壊等）の罪

三十四 関税法（昭和二十九年法律第六十一条）第一百八条の四第一項若しくは第二項（輸出してはならない貨物の輸出）、第一百九条第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物の輸入）、第一百九条の二第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物の保税地域への藏置等）、第一百十条第一項若しくは第二項（偽りにより関税を免れる行為等）、第一百十一号）第五十一条第一項若しくは第二項（けしの栽培等）又は第五十二条第一項（あへんの譲渡し等）の罪

三十五 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第一百二十一条（自衛隊の所有する武器等の損壊等）の罪

三十六 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五回）第一百二十二条（自衛隊の所有する武器等の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条（高金利等）、第五条の二（保証料）、第五条の三（保証料がある場合の高金利等）又は第八条第一項若しくは第二項（業として行う著しい高金利の脱法行為等）の罪

三十七 补助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪

三十九 売春防止法第八条第一項（対償の收受等）、第十一条第二項（業として行う場所の提供）、第十二条（売春をさせる業）又は第十三条（資金等の提供）の罪

四十 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十六条第一項（高速自動車国道の損壊等）の罪

四一 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第五十一条第一項（水道施設の損壊等）の罪

四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項（拳銃等の発射）、第三十一条の二第一項（拳銃等の輸入）、第三十一条の三第三項若しくは第四項（拳銃等の所持等）、第三十一条の四第一項若しくは第二項（拳銃等の譲渡し等）、第三十一条の六（偽りの方針により拳銃等の所持の許可を受ける行為）、第三十一条の七第一項（拳銃実包の輸入）、第三十一条の八（拳銃実包の所持）、第三十一条の九第一項（拳銃実包の譲渡し等）、第三十一条の十一第一項若しくは第三項（拳銃の所持等）又は第三十一条の十（拳銃等の輸入に係る資金等の提供）の罪

四十三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十四条第一項（公共下水道の施設の損壊等）の罪

四十四 特許法（昭和三十四年法律第一百二十一号）第一百九十六条又は第一百九十六条（特許権等の侵害）の罪

四十五 実用新案法（昭和三十四年法律第一百一十三号）第五十六条（実用新案権等の侵害）の罪

四十六 意匠法（昭和三十四年法律第一百二十五条）第六十九条又は第六十九条の二（意匠権等の侵害）の罪

四十七 商標法（昭和三十四年法律第一百二十七条）第一百五十五条（不正な信号機の操作等）の罪

四十八 道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第七十八条又は第七十八条の二（商標権等の侵害）の罪

四十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の九（業として行う指定薬物の製造等）の罪

五十 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第一百十一号）第二条第一項（自動列車制御設備の損壊等）の罪

五十一 電気事業法（昭和三十九年法律第七百十号）第一百五十五条第一項（電気工作物の損壊等）の罪

五十二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項（偽りにより所得税を免れる行為等）又は第二百四十二条第一項（所得税の不納付）の罪

五十三 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百五十九条第一項又は第三項（偽りにより法人税を免れる行為等）の罪

五十四 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第二百一号）第一条第一項（海底電線の損壊）又は第二条第一項（海底パイプライン等の損壊）の罪

五十五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百十九条第一項又は第二項（著作権等の侵害等）の罪

五十六 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条第一項（航空機の強取等）又は第四条（航空機の運航阻害）の罪

五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二十五条第一項（無許可廃棄物処理業等）の罪

五十八 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条第一項（火炎びんの使用）の罪

五十九 热供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十四条第一項（热供給施設の損壊等）の罪

六十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条（航空危険）、第二条第一項（航行中の航空機を墜落させる行為等）、第三条第一項（業務中の航空機内の爆發物等の持込み）の罪

六十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条第一項若しくは第二項（人質による強要等）又は第二条（加重人質強要）の罪

六十二 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項（生物兵器等の発散）の使用）若しくは第二項（生物剤等の発散）又は第十条第一項（生物兵器等の製造）若しくは第二項（生物兵器等の所持等）の罪

六十三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条（無登録営業等）の罪

六十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条（有害業務目的の労働者派遣）の罪

六十五 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十二条（勧誘等の禁止等）の罪

六十六 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第七百三十号）第六十七条第一項（一種病原体等の発散）、第六十八条第一項若しくは第二項（一種病原体等の輸入）、第六十九条第一項（一

号）第六十七条第一項（二種病原体等の発散）、第六十八条第一項若しくは第二項（二種病原体等の輸入）の罪

七十七 種苗法（平成十年法律第八十三号）第七十六条（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条（無資格スポーツ振興投票）の罪

七十八 資産の流动化に関する法律（平成十年法律第六十号）第六十六条（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

七十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第七百四十六条）第六十七条第一項（一種病原体等の発散）、第六十八条第一項若しくは第二項（二種病原体等の輸入）の罪

種病原体等の所持等) 又は第七十条(二種病原体等の輸入)の罪	八十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百十六号)第二十二条第一項(対人地雷の製造)又は第二十三条(対人地雷の所持)の罪
八十一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条第一項(児童買春、児童ポルノに係る行為等)の罪	八十一 児童買春、児童ポルノ等に係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条第一項(児童買春、児童ポルノ等に係る行為等)の罪
八十二 民事再生法第二百五十五条(詐欺再生)又は第二百五十六条(特定の債権者に対する担保の供与等)の罪	八十二 民事再生法第二百五十五条(詐欺再生)又は第二百五十六条(特定の債権者に対する担保の供与等)の罪
八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律(第二条第一項(公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為)又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二项(公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等)の罪)	八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律(第二条第一項(公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為)又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二项(公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等)の罪)
八十四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第七十三条第一項(不実の署名用電子証明書等を発行させる行為)の罪	八十四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第七十三条第一項(不実の署名用電子証明書等を発行させる行為)の罪
八十五 会社更生法第二百六十六条(詐欺再生)又は第二百六十七条(特定の債権者等に対する担保の供与等)の罪	八十五 会社更生法第二百六十六条(詐欺再生)又は第二百六十七条(特定の債権者等に対する担保の供与等)の罪
八十六 破産法第二百六十五条(詐欺破産)又は第二百六十六条(特定の債権者に対する担保の供与等)の罪	八十六 破産法第二百六十五条(詐欺破産)又は第二百六十六条(特定の債権者に対する担保の供与等)の罪
八十七 会社法第九百六十三条から第九百六十六条まで(会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等、預合い、株式の超過発行、第一九百六十八条(株主等の権利の行使に関する行為等の威迫行為)の罪	八十七 会社法第九百六十三条から第九百六十六条まで(会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等、預合い、株式の超過発行、第一九百六十八条(株主等の権利の行使に関する行為等の威迫行為)の罪
八十八 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項(放射線の発散等)、第四条第一項(原子核分裂等装置の製造)、第五条第一項若	八十八 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項(放射線の発散等)、第四条第一項(原子核分裂等装置の製造)、第五条第一項若

しくは第二項(原子核分裂等装置の所持等)、第六条第一項(特定核燃料物質の輸出入)、第七条(放射性物質等の使用の告知による脅迫)又は第八条(特定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の罪	八十九 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第三項(海賊行為)の罪
九〇 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)第二十二条第一項(クラスター弾等の製造)又は第二十二条(クラスター弾等の所持)の罪	九〇 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)第二十二条第一項(クラスター弾等の製造)又は第二十二条(クラスター弾等の所持)の罪
九一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第六十条第一項(汚染廃棄物等の投棄等)の罪	九一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第六十条第一項(汚染廃棄物等の投棄等)の罪
九二 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和二年法律第二十二号)第十一条第一項(家畜遺伝資源の不正取得等)の罪	九二 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和二年法律第二十二号)第十一条第一項(家畜遺伝資源の不正取得等)の罪
九三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項(不特定又は多数の者に対する性的な影像記録提供等)又は第五条第一項若しくは第二項(性的姿態等の撮影送信)の罪	九三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項(不特定又は多数の者に対する性的な影像記録提供等)又は第五条第一項若しくは第二項(性的姿態等の撮影送信)の罪

別表第四(第六条の二関係)

一 別表第三に掲げる罪(次に掲げる罪を除く。)

イ 刑法第七十七条第一項(内乱)の罪(同項第三号に係る部分を除く。)並びに同法第八十一条(外患誘致)、第八十二条(外患援助)及び第一百九十八条(贈賄)の罪

ロ 爆発物取締罰則第一条(爆発物の使用)

ハ 児童福祉法第六十条第二項(児童の引渡し及び支配)の罪(同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。)

ニ 出入国管理及び難民認定法第七十条第一号(不法入国)、第二号(不法上陸)

及び第五号(不法残留)並びに第二項(不在留)の罪(正犯により犯されたものを

密航者の輸送)の罪、同法第七十四条の六(不法入国等援助)の罪(同法第七十条第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。)並びに同法第七十四条の六の二第一項第一号(難民旅行証明書等の不正受交付)及び第二号(偽造外国旅券等の所持等)並びに第七十四条の八第一項(不法入国者等の藏匿等)の罪	二 第七条(組織的な犯罪に係る犯人藏匿等)の罪(同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。)又は第七条の二第二項(証人等買収)の罪
三 一 刑法第九十八条(加重逃走)、第九十九条(被拘禁者奪取)又は第一百条第二項(逃走援助)の罪	二 刑法第九十八条(加重逃走)、第九十九条(被拘禁者奪取)又は第一百条第二項(逃走援助)の罪
四 四 口 刑法第六十九条(偽証)の罪	四 口 刑法第六十九条(偽証)の罪
五 五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項(偽証)の罪	五 五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項(偽証)の罪
六 六 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)第五十六条(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)又は第五十七条第一項(偽証)の罪	六 六 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)第五十六条(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)又は第五十七条第一項(偽証)の罪